

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則
根 拠 条 項 : 第 1 2 条 第 1 項
処 分 の 概 要 : 行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者(委任先): 都道府県公安委員会(方面公安委員会)
法 令 の 定 め : 古物営業法第 1 1 条 第 2 項(行商従業者証) 第 1 2 条(標識) 古物営業法施行規則第 1 0 条(行商従業者証の様式) 第 1 1 条(標識の様式)
審 査 基 準 : 許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであ って、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、定めていな い。
標 準 処 理 期 間 : 3 0 日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :